

刑企乙達第1号  
令和2年3月27日

関係所属長 殿

刑事部長

福井県警察捜査技能伝承官の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察技能伝承官の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

## 福井県警察捜査技能伝承官の設置及び運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、福井県警察捜査技能伝承官（以下「捜査技能伝承官」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 設置

警察本部又は警察署に置く。

### 第3 採用条件

捜査技能伝承官は、犯罪捜査に関する様々な技能や知識を有する退職警察官であつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有する者
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者
- (3) 健康で活力がある者

### 第4 身分

捜査技能伝承官の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

### 第5 任期

捜査技能伝承官の任期は、1会計年度とする。

### 第6 職務

捜査技能伝承官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 個別事件の犯罪捜査にわたらない範囲で、聞き込み・情報収集、尾行・張り込み、取調べ、現場観察・鑑識、事件相談、手口捜査、盗品捜査及び事件処理に対する実務を通じた指導教養に関すること。
- (2) 捜査技能を伝承するための座学教養に関すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、捜査技能伝承官が属する所属の長（以下「所属長」という。）が命じる事項に関すること。

### 第7 身分証明書

捜査技能伝承官は、職務を行うに当たっては、その身分を示す証明書（別添）を携帯しなければならない。

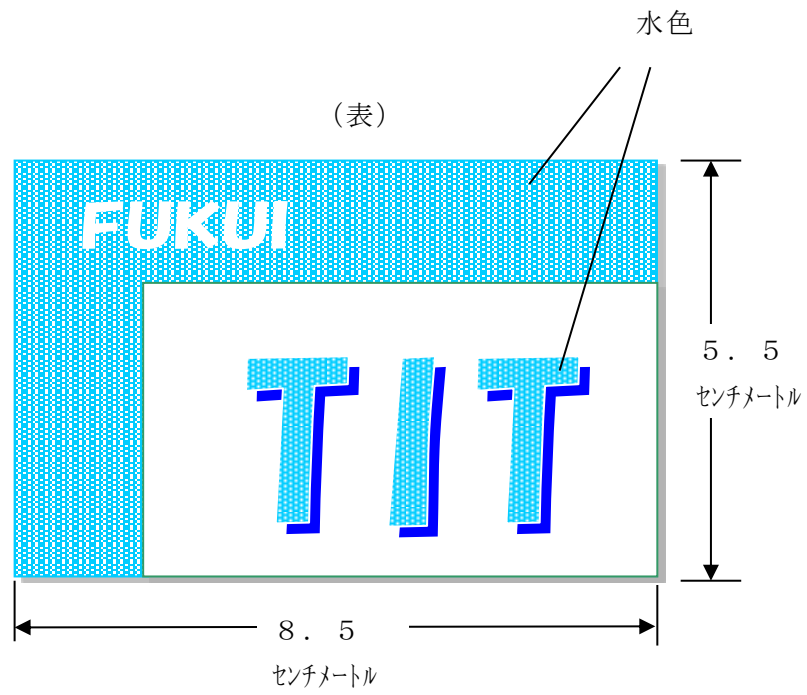
### 第8 勤務の報告

- 1 捜査技能伝承官は、勤務状況を勤務日誌（別記様式）により、所属長に報告するものとする。
- 2 勤務日誌の保存期間は、会計年度で1年とする。

### 第9 勤務時間

捜査技能伝承官の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。

別添



(裏)

	第 号
写真	<b>福井県警察捜査技能伝承官証</b> A transmitter of investigative technique
	氏名 ( 年 月 日生)
年 月 日交付	福井県警察本部長
	印

別記様式省略